令和８年（フ）第２０９号
新潟市西区内野西が丘３丁目８番19号
破産者　横堀　定雄
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
新潟市中央区紫竹１丁目13番４号　エイムアイランド102号、前住所新潟市中央区山二ツ５丁目６番５号
破産者　松平　　葵（旧姓河内）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６３号
新潟県五泉市南本町１丁目４番６号
破産者　髙橋　純子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１２号
新潟市中央区南笹口１丁目８番25号　Ｆｌａｔ新潟駅南Ｓｏｕｔｈ401号、前住所茨城県土浦市田中３丁目１番６―405号　メゾン・ド・桜
破産者　吉澤　祐二
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２０号
新潟市秋葉区金沢町１丁目３番14―１号
破産者　澤田美香子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７７号
新潟県長岡市中沢１丁目109番地　ミーテＥ号室
破産者　青木　純子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１０２号
新潟県柏崎市穂波町６番36号
破産者　髙橋　　尊
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第４４号
石川県小松市軽海町ラ105番地１、従前の住所石川県小松市軽海町ソ58番地１
破産者　山口　春奈
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第３５号
岐阜県大垣市林町７丁目772番地４
破産者　深谷　明美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第５８号
岐阜県不破郡垂井町2116番地の１　ビレッジハウス垂井３棟203号、前住所岐阜県不破郡垂井町宮代2279番地の１
破産者　旬味旬菜なかむらやこと　中村　　誠
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第５９号
岐阜県大垣市万石１丁目24番地１　サンライトセクションＡ　201号
破産者　佐藤　健二
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１２号
岐阜県高山市西之一色町二丁目121番１号　ダイナム岐阜高山店駐車場内５号棟201号室、破産手続開始時住所岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂710―62　ホテル穂高（住民票上の住所）愛知県名古屋市名東区若葉台111番地　グリーンバレー３Ｃ号
破産者　焼肉酒房極こと　宮下拳史郎
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和７年（フ）第７９７号
静岡市葵区安東１丁目２番３号　マロンコート安東105
破産者　田中　晴男
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７３号
静岡市葵区下99番地、旧住所横浜市緑区鴨居５丁目28番７―103号
破産者　稲葉　光紀
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３０５号
静岡市清水区駒越中２丁目20番10号
破産者　岩品　　建
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１０９号
鳥取県倉吉市堺町２丁目938番地
破産者　若　　正行
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３号
島根県出雲市大塚町1150番地　ＣＨＡＣＯ’Ｓ　ＨＯＵＳＥ―203
破産者　原　　郁
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第２６号
島根県出雲市斐川町神氷2497番地１
破産者　樋野　真弓
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和７年（フ）第１１７８号
広島県東広島市西条町寺家6506番地３ヴェルディ西条テラス1004号
破産者　天満　沙苗
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部